

高等教育修学支援新制度 給付奨学金適格認定基準

2020年6月5日
学生委員会決定

○ 適格認定の目的

日本学生支援機構給付奨学金規定に従い、奨学生として継続採用するにふさわしい適格性を有するものであるかを年1回、学校において認定し、日本学生支援機構へ報告する。

本学においては、学部課程給付奨学金が対象となり、「停止」「廃止」と判断された場合は、翌年度の奨学金給付が「停止」「廃止」となる。

○ スケジュール

| | | | |
|----------|-----------------|------------------|-------------|
| 採用1年目の4月 | 毎年2月中旬頃 | 毎年8月中旬頃 | 採用4年目の3月/9月 |
| 奨学金給付開始 | 適格認定 (4月入学者) | 適格認定 (10月入学者) | 奨学金給付終了 |

○ 適格認定の方法

学校は、「経済状況」「生活状況」「学修状況」「学業成績」を総合的に判断し、次の区分により認定し、日本学生支援機構へ報告する。日本学生支援機構は学校からの認定報告に基づき、それぞれの区分に従い、処置を行う。

| 区分 | 本学基準 |
|-----------------------------|---|
| 継続（交付継続） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1学年内（4月入学者は3月まで、10月入学者は9月まで）に20単位以上を修得している者 ・ 1学年内の受験科目の成績の半数以上が上位4分の3にあたる（原則として半数以上がB判定以上である）者 ・ 廃止、停止または警告に該当しない者 |
| 警告（交付継続） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1学年内（4月入学者は3月まで、10月入学者は9月まで）に20単位以上を修得していない者 ・ 1学年内の受験科目の成績の半数以上が下位4分の1にあたる（原則として半数以上がB判定未満である）者 ・ 廃止または停止に該当しない者 <p>※ 次学年の履修計画を作成・提出し、指導を受けることを条件とする。</p> |
| 停止（交付中断） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1学年内（4月入学者は3月まで、10月入学者は9月まで）に20単位以上を修得していない者かつ、成業の見込みがある者 ・ 適格認定において2回連続で警告を受けた者 ・ 「警告」を受け、履修計画書を提出しなかった者 |
| 廃止（以降の交付停止。状況によって奨学金を返還させる） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1学年内（4月入学者は3月まで、10月入学者は9月まで）に20単位以上を修得していない者かつ、成業の見込みがない者 ・ この他、次のいずれかの一に該当する者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「給付奨学金継続願」を提出しなかった者 (2) 「奨学金申込書」又は「確認書」に虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明した者 (3) 退学・除籍により学籍を失った者 (4) 学校内外の規律を著しく乱し、給付奨学金の資格を失わせることが適当と認められる者 (5) その他、奨学生としての責務を怠り、特に奨学生として適当でないと認められる者 (6) 学長が指定する日までに停止期間の終了に伴う交付再開を願い出ない者 |